

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日か、その翌日)

目 次

- ◇規 則
 - 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
 - 鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則
 - 鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◇告 示
 - 土地改良区の定款の変更の認可
 - 土地改良区の解散(三件)
 - 土地改良法による換地計画の決定
 - 土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)
 - 土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)
 - 解除予定の保安林(二件)
 - 土地収用法による事業の認定
 - 収入証紙の小売りさばき人の指定
- ◇公 告
 - 毒物劇物取扱者試験の実施

規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十六号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「年一・二五パーセント」を「年一パーセント」に、「年四・七五パーセント」を「年五パーセント」に改める。

附則第三項中「年三・五パーセント」を「年四パーセント」に、「年二・五パーセント」を「年三パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年二パーセント」に改める。

附則第四項中「年一・五パーセント」を「年二パーセント」に改める。
別表の第五号中「年三・五パーセント」を「年四パーセント」に、「年二・五パーセント」を「年三パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定は、昭和五十四年九月十一日から適用する。
- 3 昭和五十四年九月十一日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十七号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第二号中「年五パーセント以内」を「年五・五パーセント以内」に改め、同表の第三号中「年六パーセント以内」を「年六・五パーセ

ント以内」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の規定は、昭和五十四年九月十一日から適用する。
- 3 昭和五十四年九月十一日前において改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十八号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則（昭和四十一年十一月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「年三・七五パーセント」を「年四パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の規定は、昭和五十四年九月十一日から適用する。
- 3 昭和五十四年九月十一日前において改正前の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農村青年経営安定資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第八百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、上北条土地改良区の定款の変更を昭和五十四年十月六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百五十八号

今在家土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百五十九号

東郷湖周辺土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取市下砂見神坂土地改良区

青谷町大井手土地改良区

青谷町上露谷土地改良区

洲河崎土地改良区

鳥取県告示第八百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、会見地区第五工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百六十二号

昭和五十四年七月二十三日付けで若桜町から申請のあった土地改良（吉川地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十三号

昭和五十四年九月一日付けで八東町から申請のあった土地改良（日下部地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十四号

昭和五十四年八月十七日付けで鳥取市から申請のあつた上津ノ井地区広岡工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十五号

昭和五十四年九月十日付けで鳥取市から申請のあつた長柄地区第一工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西字塚字北谷南谷七五七の四〇（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百六十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字中字山王谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

日吉津村

二 事業の種類

日吉津村立交通公園設置事業

三 起業地

1 収用の部分

西伯郡日吉津村大字日吉津地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

日吉津村役場

鳥取県告示第八百六十九号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和五十四年十月二十日	四三六	鳥取市卯垣三丁目一〇一	株式会社鳥取銀行鳥取東支店長	住所と同じ。

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和54年10月12日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 期日及び場所

昭和54年12月6日(木曜日) 午前10時から午後3時まで
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。)別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和26年3月鳥取県規則第9号）別記第1号様式の受験申請書に次の書類を添えて、所轄保健所の長を経由して知事に提出すること。

- (1) 履歴書
- (2) 戸籍抄本
- (3) 写真（申請前6箇月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の台紙のないもの）2枚

(4) 精神病患者、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者又は盲ろうあ者若しくは色盲の者でないことを証する医師の証明書

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 3,700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書にはり付けること。この場合、消印しないこと。

5 受験申請書の提出期限

昭和54年11月10日（土曜日）まで